

著作権の取り扱いについて（基本的な考え方）

学園では、著作物を「職務著作物」「職務関連著作物」「個人著作物」の3つに分けてその取り扱いを定める。

I.職務著作物

【著作者、権利者】 学園

【対象】・学園（大学）の発意に基づいて大学が企画し、教職員等に職務として作成させる著作物

- ・大学の業務のために公表する著作物

【取り扱い】

- ・学園（大学）の名義で公表
- ・学園は、著作者人格権と著作権を保有
- ・学園は、実施許諾、譲渡を定める。

II.職務関連著作物

【著作者、権利者】 教職員等

【対象】・教職員等が通常の教育、研究に基づいて職務遂行上作成する著作物

- ・大学の業務として、公的研究資金、共同研究・委託研究資金、大学の資金、大学の施設を利用して行った研究成果としての著作物

【取り扱い】

- ・教職員等の名義で公表
- ・教職員は著作者人格権と著作権を保有

但し、社会貢献活動に利用する場合は、以下の対応に分かれる。

①教職員は、学術研究のために 著作物を学外に積極的に提供する場合

- ・教育研究目的の許諾は教職員自らの責任と判断で行う。

②学術研究目的以外(商用等)の学外利用の場合（理由：利益相反の問題を避けるため）

- ・対象著作物は、学園に届け出る。（この場合は、学園に譲渡する。）

提供、利用等の契約、秘密保持契約などは学園が行う。

なお、コンピュータプログラム等の著作物については、学校法人常翔学園発明規定第13条に基づき学園に届け出る。（この場合は、大学に譲渡する。）

- ・共同研究等では共有著作物に関する契約に従う。この場合は著作権を学園に譲渡する。

III.個人著作物

【著作者、権利者】 教職員

【対象】 職務に関係しない著作物

【取り扱い】

- ・教職員の名義で公表
- ・教職員は著作者人格権と著作権を保有
- ・教職員が自らの責任と判断で実施許諾、譲渡を行う。

【教員等が個人で管理する著作物】

- ①学術論文、個人名義の出版物、講演及びそれらに付随する実験データの図表 等
- ②コンピュータプログラム
- ③データベース

(参考) 卒論、修士論文、博士論文の取り扱い

【著作者】 学生

なお、大学は、複製権・公衆送信権を保有します。(論文の奥付きに記載する必要がある)

- ・情報開示については次の対応が必要になります。

【外部からの情報開示の請求があった場合】

- ①著作者本人の許諾および指導教員の了解を得る必要があります。
- ②知的財産権の取扱上、情報開示することが大学に不利益になるケース(新規性の喪失により特許にならなくなる等)がありますので、設置大学研究支援部署にご相談ください。